

公益財団法人日本ハンドボール協会  
「がんばれハンドボール 20 万人会」 サポート会規約

平成 29 年 4 月

第 1 条 (目的)

公益財団法人日本ハンドボール協会「がんばれハンドボール 20 万人会」(以下本会という)は、公益財団法人日本ハンドボール協会・都道府県ハンドボール協会を財政支援し、もってハンドボール競技の普及発展を支援し、日本代表チームを応援することを目的とする。なお、本会は通称を「がんばれハンドボール 20 万人会」とする。

第 2 条 (会員)

1. ハンドボール競技の普及・発展を支援し、日本代表チームを応援する目的に賛同し、本会に入会を申し込まれた方を会員とする。
2. 会員としての権利は、公益財団法人日本ハンドボール協会、都道府県ハンドボール協会に入会を申し込み、受理された時に成立する。
3. 会員は、名誉会員、特別法人会員、特別会員、グランド会員、フレンド会員、ジュニア会員(18歳以下)、グループ会員の7種別とし、それぞれの会員種別に応じて特典を受けることができる。

第 3 条 (会員期間)

1. 会員としての期間は1ヶ年とする。年会費を納入した月から起算して1ヶ年とする。
2. 会員は月会員制度とし、1ヶ年を経過する2ヶ月前より更新手続きを行う。会員は更新とともに年会費を納入する。
3. 自動更新を希望する会員は、年会費の納入をもって更新とし、第8条に定めるほか会員に申し出のない時は、自動的に更新扱いとする。

第 4 条 (年会費)

1. 会員は次に定める年会費を納入する。

・名誉会員	寄付金とする
・特別法人会員	100,000 円
・特別会員	50,000 円
・グランド会員	10,000 円
・フレンド会員	3,000 円
・ジュニア会員	1,000 円
・グループ会員	3,000 円
2. 年会費は、郵便振替により会員が納入する。
3. 金融機関から口座自動振込を希望する会員は、あらかじめ事務局に申請する。
4. 支払済みの年会費は、退会を理由に返却することはない。

5. 継続して会員登録する場合は、会員期間が終了する1ヶ月前までに更新手続きする。

#### 第5条 (会計)

1. 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。
2. 会計決算は、公益財団法人日本ハンドボール協会が管理・報告する。

#### 第6条 (会員番号)

会員は、公益財団法人日本ハンドボール協会の所定の方法により会員番号を付与される。

#### 第7条 (特典)

会員は、入会した種別により別表(サポート会員募集案内)に定める特典を受ける。

#### 第8条 (退会)

会員期間中に退会を希望する会員は、任意の書式により退会届けを公益財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。

#### 第9条 (届け事項の変更)

1. 会員の届けた事項に変更が生じた時は、公益財団法人日本ハンドボール協会事務局に届け出る。
2. 会員から届け出がないため、通知、送付書類が延着・未着になった場合、本会は責任を追わない。

#### 第10条 (規約の変更、承諾)

本会の規約の変更は、公益財団法人日本ハンドボール協会の決議により発議し、その変更内容を会員に通知送付した時から、1ヶ月以内に会員総数の過半数の異議申し立てがなければ、承認されたものとみなす。

#### 付則

1. この規則は、平成11年4月1日より施行。
2. この規則は、平成12年4月1日に一部改正。
3. この規則は、平成15年4月1日に一部改正。
4. この規則は、平成22年4月1日に一部改正。
5. この規則は、平成29年4月1日に一部改正。